

別紙 入学前支給審査について

◎申請する前に必ずご確認ください。

入学前支給を受けられる方は以下のとおり2回審査(令和6年所得と令和7年所得)を行うことになり、審査結果が異なる場合があります。

再審査後、認定基準を満たさなくなった場合は、**入学前支給分を返還していただくこととなります**ので、該当する可能性がある場合(令和6年よりも令和7年の所得が上がり課税の可能性がある場合など)は、事前に教育委員会へご相談いただくか、今回の入学前支給の申請はお控えいただき、入学後令和8年度就学援助制度の申請(令和8年5月下旬頃申請受付開始予定)をご検討ください。※認定になった場合は、入学前支給分(新入学児童生徒学用品費)も支給がされます。

令和6年分所得を基に令和7年度就学援助制度の基準で判定(令和8年2月)

認定

令和7年度町民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯※
※税額控除適用前・定額減税前の税額にて審査

不認定

令和7年度町民税所得割が課税されている世帯※
※税額控除適用前・定額減税前の税額にて審査
※入学前支給が不認定になった場合(令和6年所得)でも、入学後令和8年度就学援助制度(令和7年所得)を申請して認定になった場合は、入学前支給分(新入学児童生徒学用品費)の支給ができます。該当になる可能性がある場合(令和6年よりも令和7年の所得が下がる場合など)は申請をご検討ください(令和8年5月下旬頃申請受付開始予定)。

令和8年度就学援助費のうち、「**新入学児童生徒学用品費**」を入学前に支給(令和8年3月中)

令和8年度町民税確定(令和8年6月)

令和7年分所得を基に令和8年度就学援助制度の基準で再審査(令和8年6月頃)

認定

令和8年度町民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯※
※税額控除適用前・定額減税前の税額にて審査

不認定

令和8年度町民税所得割が課税されている世帯※
※税額控除適用前・定額減税前の税額にて審査

新入学児童生徒学用品費以外の校外活動費などの他の費目の支給ができますので、ご希望される場合は、入学後令和8年度就学援助制度の申請(申請方法については、令和8年5月下旬頃に町ホームページや学校経由でチラシを配付予定)をお願いします。

令和8年3月に支給した入学前支給分を**返還していただく**こととなります。